

J 解説ポイント

《感染症と個人情報》

- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合や、公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときも、個人情報取扱事業者は、本人の同意なく、個人データを目的外に利用し、又は国の機関を含む第三者に提供することができます（個人情報の保護に関する法律第16条第3項第2号及び第3号、第23条第1項第2号及び第3号；H15年）

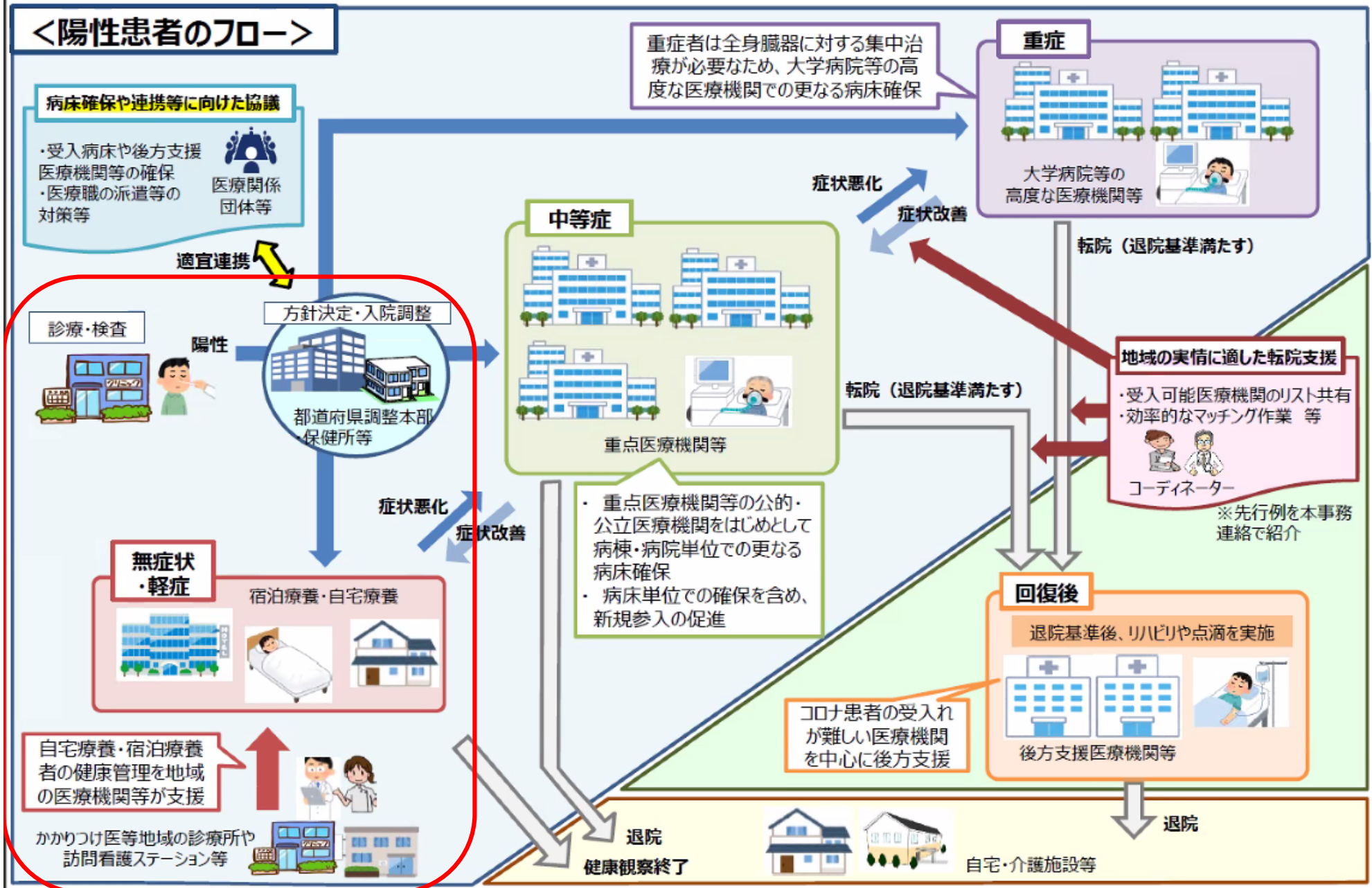
《保健所と地域の医療機関との連携について》

- 地域の医療団体や自発的な医療機関の連携などの民間活力に基づく協力を得るためにこれまで以上に地域の医療関係者と連携して取組を進めること
- 地域の医師会や都道府県看護協会、在宅ケアに関する団体等に「自宅療養者や自宅待機中の患者等に対するオンラインも活用したフォローアップ業務を委託することを積極的に検討すること」、「自宅療養者及び自宅待機者の求めに応じ、往診等の協力の要請を行うことを検討すること」とされている

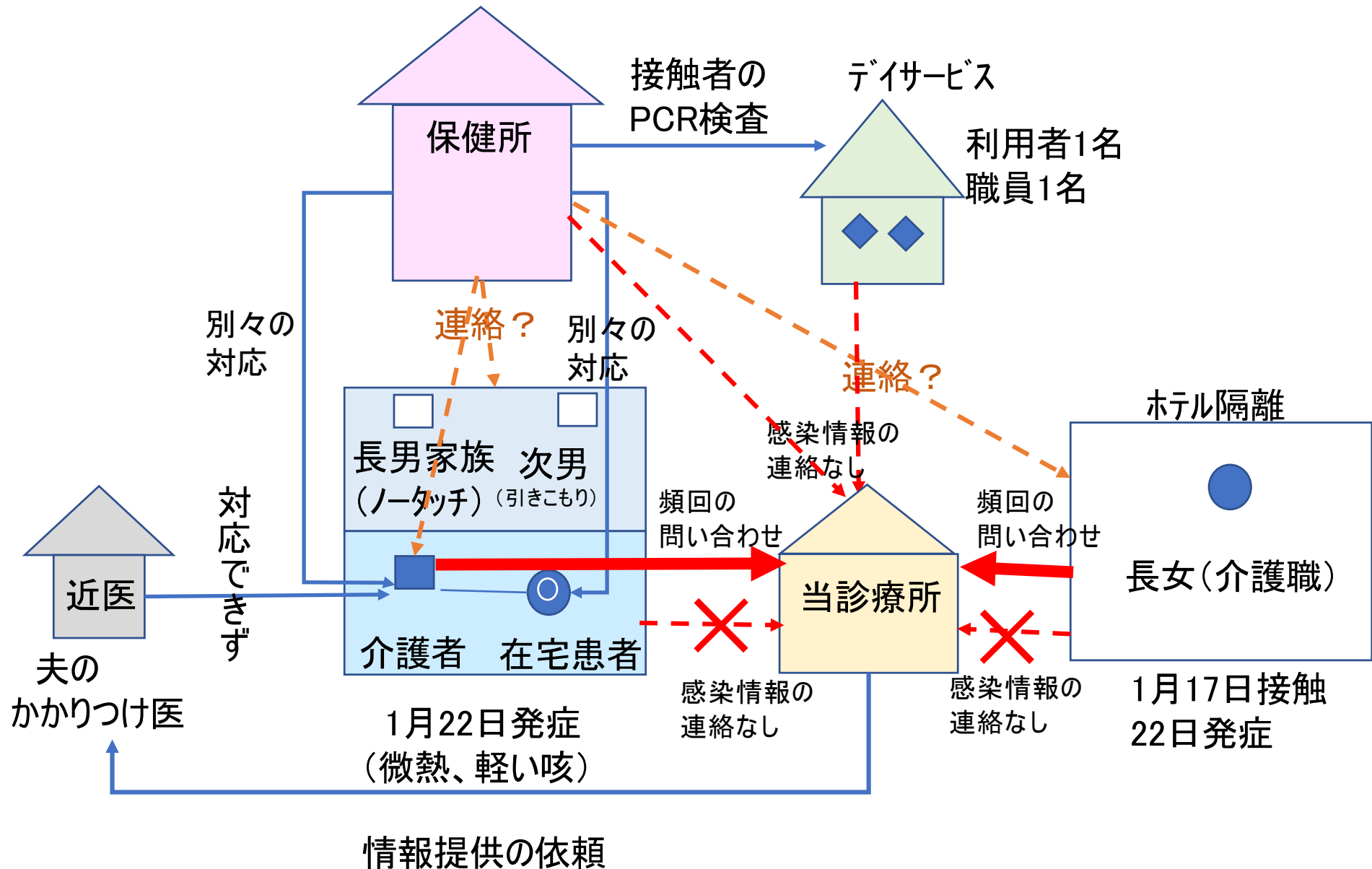
（都道府県・保健所設置市・特別区に対する事務連絡（厚労省）新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の整備に向けた一層の取組の推進について；令和3年2月16日）

新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の整備に向けた一層の取組の推進について

医療ひっ迫時の地域における医療提供体制の役割分担のイメージ

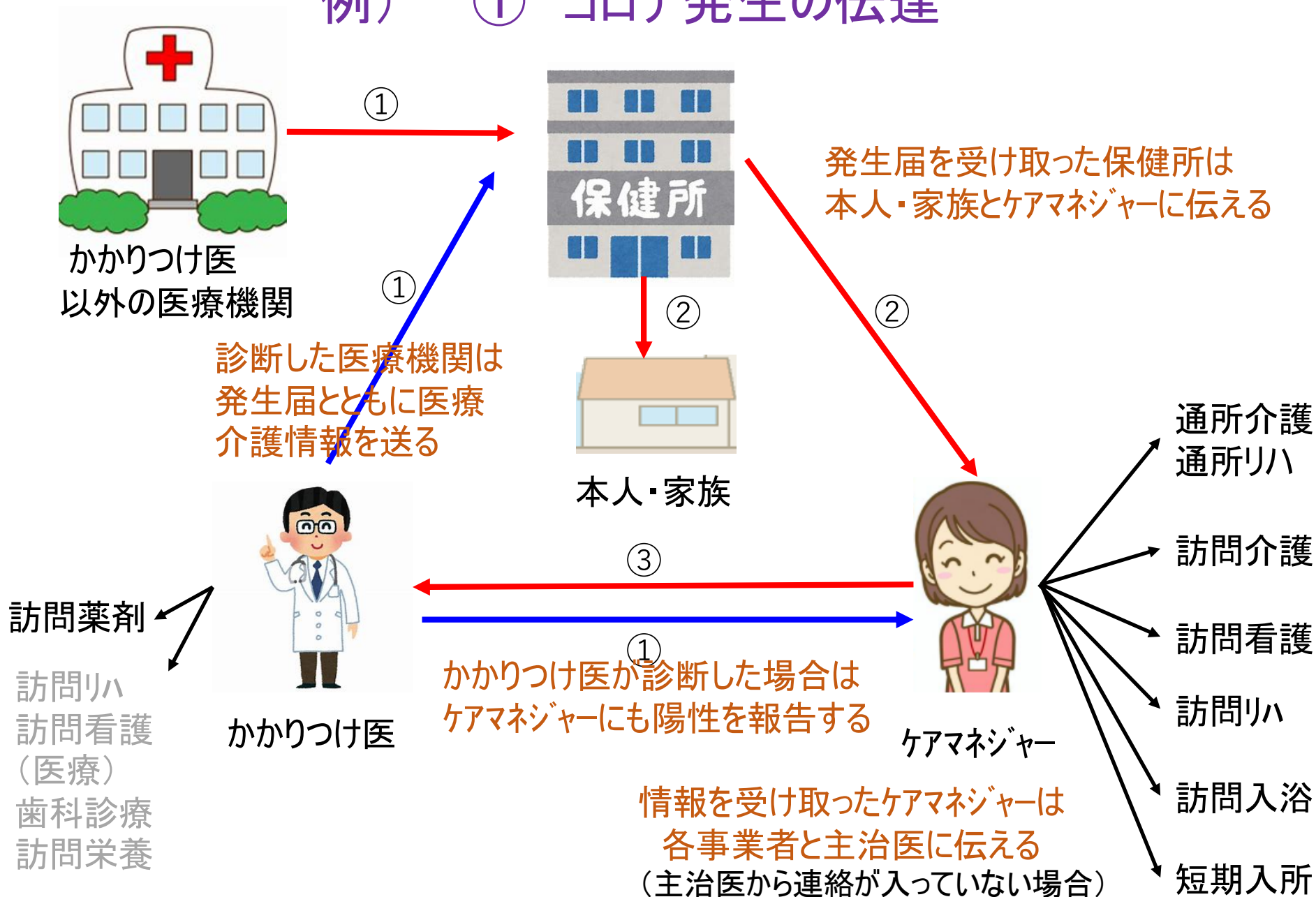


J 本事例での情報伝達の課題



J 解説ポイント

例) ① コロナ発生の伝達



J 解説ポイント

例) ② 状況把握のための情報交換

